

## ～若者向け啓発活動紹介～

### 大学生と考える若者の投票率向上ディスカッションイベント

(富山県選挙管理委員会)

昨年本県で執行了た各種選挙において、残念ながら若年層の投票率が低調であったことから、若者の率直な意見を啓発の参考とするため、本年2月21日に「大学生と考える若者の投票率向上ディスカッションイベント」を初めて開催しました。

当日は、県内大学生等の若者がグループに分かれて、「若者が投票に行かない理由」の仮説をたて、その仮説からどうしたら若者が投票に行くかについてディスカッションを行い、最後に啓発のアイデアを発表しました。同年代でも投票に行かない理由は様々で、多様なアイデアが出されました。一方で共通していたのが、政治や選挙に関する情報等に接触する機会が少なく十分な情報を得られていないということでした。

そのことから、平時から出前授業やイベントへの啓発ブースの出展等を積極的に展開し、選挙時わかりやすい投票方法の周知等が必要であることを改めて認識することができ、大変有意義なイベントとなりました。

## ～総務省からのお知らせ～

### 1. 「主権者教育」優良事例普及推進事業の募集開始

令和7年度の「主権者教育」優良事例普及推進事業の募集を開始しております。

発達段階に応じた取組の実施、部局横断的・広域的・組織横断的な取組のほか、工夫をこらした独自の取組などを募集します。

採択した事業については、事業経費を総務省が負担するとともに、その手法や効果を、全国の選挙管理委員会等に周知・普及することで、全国的な主権者教育の充実につなげます。ぜひ募集要項をご確認いただき、積極的に応募願います。

【参考URL】

[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/sonota/shukenshakyoi/suishinjigyoyou.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/shukenshakyoi/suishinjigyoyou.html)

### 2. 主権者教育アドバイザー制度のご案内

総務省では、主権者教育アドバイザーを研修会や出前授業等に派遣する取組を実施しています。これまで、中・高校生、選管委員・事務局職員、教員、明るい選挙推進協議会委員など様々な方を対象にした研修会等に派遣し、受講者からは選挙や政治に興味を持ったなどの感想が多く寄せられています。

本制度は、明るい選挙推進協会において派遣の調整を行っていただき、アドバイザー派遣に係る費用を総務省が負担します。研修や出前授業を計画されている団体の皆様は、右欄の明るい選挙推進協会からのお知らせにも留意しつつ、ぜひ積極にご活用ください。

【参考URL】

[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/senkyo/education\\_adviser/index.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/education_adviser/index.html)

## 主権者教育だよりの情報掲載について

主権者教育だよりでは、主権者教育や選挙啓発に関する総務省や各選管などの取組みを広く情報発信しています。自分たちの取組みやイベントを紹介してほしいという希望にも可能な限り、お応えしますので、ぜひご連絡ください。なお、配信は毎月月末を予定しています。

【問合せ先】総務省自治行政局選挙部管理課選挙啓発係 市村・北村・山口 Tel: 03-5253-5574 Mail: senkyo.kanri@soumu.go.jp

## ～主権者教育アドバイザー紹介～

### 主権者教育アドバイザー 杉岡 秀紀 (福知山公立大学地域経営学科准教授)



2025年3月13日、和歌山県橋本高等学校で開催された主権者教育に関する講演会に登壇しました。

当日は普通科2年生189名を対象に「シティズンシップ教育って何だろう？～18歳選挙権に伴う主権者教育～」と題して、話題提供を行いました。具体的には、若者の投票率の現状、若者の選挙への無関心の実態、若者の社会参加や主権者教育の事例紹介という内容になります。

参加した生徒からは「今回の主権者教育で選挙についての意識が高まった。投票権を持つことができれば友人などを誘って選挙に行きたい」「周りの意見で自分の考えを曲げたくないと思った。自分の未来に必要な政治に少しずつ関心を持ち、選挙に参加したい」などの感想が寄せられました。

なお、当日は橋本高校の生徒のほか、和歌山県明るい選挙推進協議会会長及び事務局職員も聴講されました。

## ～明るい選挙推進協会からのお知らせ～ 主権者教育アドバイザー派遣事業について

本年度、既に30件以上の事前申請をいただいておりますが、その事前申請についての注意点は、

本事業は、あくまで『**主権者教育のアドバイザーを派遣する事業**』ですので、公選法や管理執行に関する内容及び各地の選挙啓発事例の紹介などは対象外となりますのでご注意ください。

また、手続きに関しては、派遣日(開催日)の1ヶ月前までに派遣申請書を都道府県選管経由で総務省に提出いただくことになっておりますが、この派遣申請書は、アドバイザーとの調整が終わった後に提出していただくものです。このため、事前申請はさらに前に(派遣日の45日前くらいを目途に)当協会まで提出いただく必要があります。特に、希望のアドバイザーが「いない」場合は、アドバイザー選定の相談から始めますので、その分、時間がかかります。場合によっては調整がつかず派遣ができないこともありますので、ご注意ください。

その他、今年度から運用方法が少し変わり、①本事業の利用は原則1団体あたり2回まで、②月あたりの利用が集中した場合は、その月の利用を受付けないことが有りうる、となっておりますので、この点もご注意ください。

【問合せ先】(公財)明るい選挙推進協会: 03-6380-9891